



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年10月6日火曜日 第146号

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則……………（畜産課）… 802

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）……………（経営支援課）… 803
- 保安林予定森林にする旨の通知の廃止……………（森林整備課）… 805
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（東予地方局地域福祉課）… 805
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ ）… 805
- 土地改良区役員の就退任の届出……………（中予地方局農村整備第一課）… 805

訓 令

- 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（畜産課）… 806

選挙管理委員会告示

- 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数……………（選挙管理委員会）… 807

規 則

○愛媛県規則第55号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年10月6日

愛媛県知事 中村時広

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則（昭和27年愛媛県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（家畜人工授精用精液の採取回数）</p> <p>第2条 法第12条第1項ただし書の規定により知事が定める家畜人工授精用精液採取の回数は、1年を通じて10回とする。</p> <p>（家畜人工授精所開設許可証）</p> <p>第3条 省令第33条の許可証は、別記様式の家畜人工授精所開設許可証によるものとする。</p>	<p>（家畜人工授精用精液の採取回数）</p> <p>第2条 法第12条但書 _____ の規定により知事が定める家畜人工授精用精液採取の回数は、1年を通じて10回とする。</p> <p>（許可証の交付等）</p> <p>第3条 知事は、法第24条の規定による許可を与えたときは、別記第1号様式の家畜人工授精所開設許可証（以下「許可証」という。）を申請者に交付する。</p> <p>2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、別記第2号様式の家畜人工授精所開設許可証書換え交付申請書に許可証を添えて、知事に許可証の書換え交付を申請することができる。この場合において、その申請が獣医師又は家畜人工授精師の変更であるときは、獣医師又は家畜人工授精師の免許証の写しを添付しなければならない。</p> <p>3 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記第3号様式の家畜人工授精所開設許可証再交付申請書を提出して、知事に許可証の再交付を申請することができる。この場合において、その申請が許可証の汚損又は破損に係るものであるときは、許可証を添付しなければならない。</p> <p>（種付け報告等）</p> <p>第4条 種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者又は獣医師若しく</p>

準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年10月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
セブンスター石井店	松山市東石井町327番1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社セブンスター ほか2者	株式会社セブンスター ほか1者	令和2年5月1日 ほか	令和2年9月23日
セブンスター東長戸店	松山市東長戸四丁目688番1号 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社セブンスター 松山市東石井一丁目7番13号 代表取締役 玉置 泰 株式会社一六本舗 松山市東石井二丁目22番13号 代表取締役 玉置 泰	株式会社セブンスター 松山市東石井一丁目7番13号 代表取締役 玉置 泰 株式会社一六 松山市東石井一丁目7番13号 代表取締役 玉置 剛	令和2年5月1日	
セブンスター垣生店	松山市東垣生町104番地 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社セブンスター 松山市東石井一丁目7番13号 代表取締役 玉置 泰 株式会社一六本舗 松山市東石井二丁目22番13号 代表取締役 玉置 泰	株式会社セブンスター 松山市東石井一丁目7番13号 代表取締役 玉置 泰 株式会社一六 松山市東石井一丁目7番13号 代表取締役 玉置 剛	令和2年5月1日	
セブンスター三津店	松山市会津町7番1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社セブンスター ほか8者	株式会社セブンスター ほか7者	令和2年5月1日 ほか	
セブンスター石手店	松山市石手一丁目甲260番1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社セブンスター ほか4者	株式会社セブンスター ほか4者	令和2年5月1日 ほか	
セブンスター南江戸店	松山市南江戸三丁目822番1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社セブンスター 松山市東石井一丁目7番13号 代表取締役 玉置 泰 株式会社一六本舗 松山市東石井二丁目22番13号 代表取締役 玉置 泰	株式会社セブンスター 松山市東石井一丁目7番13号 代表取締役 玉置 泰 株式会社一六 松山市東石井一丁目7番13号 代表取締役 玉置 剛	令和2年5月1日	
セブンスター別府店	松山市別府町527番外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社セブンスター ほか3者	株式会社セブンスター ほか2者	令和2年5月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1076号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年10月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
セブンスター重信店	東温市志津川171番地 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社一六代表取締役 玉置 泰	株式会社一六代表取締役 玉置 剛	令和2年5月1日	令和2年9月23日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社セブンスター ほか3者	株式会社セブンスター ほか2者	令和2年5月1日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに東温市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1077号

保安林予定森林にする旨の通知（令和2年7月愛媛県告示第827号）は、廃止する。

令和2年10月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1078号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和2年10月6日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人まこと	ショートステイ しあわせの家寒川	愛媛県四国中央市寒川町字大門3677番地	令和2年8月1日	短期入所生活介護

○愛媛県告示第1079号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和2年10月6日

愛媛県東予地方局長 齊 藤 直 樹

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人まこと	ショートステイ しあわせの家寒川	愛媛県四国中央市寒川町字大門3677番地	令和2年8月1日	介護予防短期入所生活介護

○愛媛県告示第1080号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、東温市牛渕上井手土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和2年10月6日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	村 上 正 隆	東温市牛渕1401番地

訓 令

○愛媛県訓令第18号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年10月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前										
別表第8 （第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項					別表第8 （第4条関係） 知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項										
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分					
			知 事	専決者						知 事	専決者				
畜 産 課	1 家 畜改 良増 殖法 の施 行に 関す る事 務	1・2 省略						1・2 省略							
		3 種畜証明書の効力の取消し、停止及び停止の解除（第7条）				○			3 種畜証明書の効力の取消し及び停止（第7条）			○			
		4 家畜人工授精師養成講習会の開催（第16条第2項）					○		4 種畜の公示（第8条）				○		
		5 種畜証明書の書換え交付（家畜改良増殖法施行令（以下この部において「政令」という。）第5条）							○				○		
		6 種畜証明書の再交付（政令第6条第1項）											○		
		7 家畜人工授精師免許証の書換え交付（政令第9条）								○					
		8 家畜人工授精師免許証の再交付（政令第10条第1項）												○	
		9 家畜人工授精師名簿の作成（政令第12条）										○			
		10 家畜人工授精所の開設の許可証の書換え交付（家畜改良増殖法施行規則第38条第1項）													○
		11 家畜人工授精所の開設の許可証の再交付（家畜改良増殖法施行規則第39条第1項）													○
		2～26 省略								2～26 省略					

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和2年10月6日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
 - (1) 選挙権を有する者の総数 1,152,182
 - (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,044
 - (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 244,023
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊 予 郡	43,341	14,447
南 宇 和 郡	18,420	6,140
松山市・上浮穴郡	435,458	139,243
今治市・越智郡	138,145	46,049
宇和島市・北宇和郡	75,902	25,301
八幡浜市・西宇和郡	36,830	12,277
新 居 浜 市	99,279	33,093
西 条 市	90,758	30,253
大洲市・喜多郡	50,178	16,726
伊 予 市	31,046	10,349
四 国 中 央 市	72,727	24,243
西 予 市	31,937	10,646
東 温 市	28,161	9,387